

## 沖縄県公報

定期発行日 毎週火・金曜日

(当日が県の休日に 当たるときは休刊とする。)

		目	次	
	示		(1.47-1)	
	の許可の申請期間及び起業の 告	の認可の甲請期間(オ	〈産課)	]
○特定刻	非営利活動法人の定款変更の	の認証申請(県民生活	5課)	]
		告	示	

## 沖縄県告示第419号

沖縄県漁業調整規則(昭和47年沖縄県規則第143号)第6条第2項(同規則第19条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、いるか漁業の許可の申請期間及び起業の認可の申請期間を平成23年9月1日から同月15日までと定めた。

平成23年8月23日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成23年10月14日まで縦覧に供する。 平成23年8月23日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成23年8月15日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人南風原障がい者支援センター
- 3 代表者の氏名 與儀實樹
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県島尻郡南風原町字照屋1番地南風原町社会福祉センター内
- 5 定款に記載された目的 この法人は障がいを持つ者が地域社会で自立した生活をするために必要なサービスの提供に努め、かつ社会を構成する一員として尊厳され、社会参加を支援することを目的とする。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課

電話 098-866-2074

印刷所 有限会社 福琉印刷

〒 900-0012 沖縄県那覇市泊 2-19-8